

敦賀発電所 1 号機 保安規定違反に係わる指示文書の受領について

敦賀発電所 1 号機は、定格熱出力一定運転中の、平成 23 年 1 月 12 日 14 時 07 分、高圧注水系※¹のディーゼル駆動ポンプ手動起動試験のために起動操作を行ったところ、ディーゼル機関（以下「当該機関」という。）の回転数が上がらず自動停止したため、保安規定の運転上の制限※²を満足していないと判断しました。

当該機関が自動停止した原因は、通常「閉」状態であるシリンダー排気手動弁 16 個（以下「当該弁」という。）が全て「開」状態となっていたことにより、シリンダー内で燃焼に必要な混合ガスの圧縮がされず、当該機関の回転速度を上昇させるのに必要な燃焼ができなかったためと推定しました。

当該機関等の外観点検を実施し、当該弁以外に異常のないことの確認を行った後、高圧注水系ディーゼル駆動ポンプを起動し、当該機関が動作可能な状態であることを確認したため、同日 22 時 37 分に運転上の制限逸脱から復帰しました。

今回の事象において、プラントの運転状態および周辺環境への影響はありません。

（1 月 12 日、13 日ホームページお知らせ済み）

本日、経済産業省原子力安全・保安院より、本事象が保安規定第 38 条（非常炉心冷却系その 1）第 1 項に違反していると判断され、嚴重注意を受けるとともに指示文書を受領しました。

保安規定第 38 条第 1 項には、原子炉が運転状態において、高圧注水系が作動可能であることが要求されていますが、今回の事象においては、平成 22 年 12 月 13 日（前回の手動起動試験日）から平成 23 年 1 月 12 日の間、運転員の錯誤により当該弁が「開」となっており、この間、高圧注水系が動作可能でなかったことから、保安規定違反と判断されたものです。

高圧注水系が動作可能ではなかった期間においても、保安規定に基づき自動減圧系※³および非常用復水器※⁴が動作可能であることを確認していることから、原子炉の安全に直ちに影響を与えるものではありませんでした。

当社としては、原子力安全・保安院からの嚴重注意を真摯に受け止め、この指示に基づき、根本原因究明および再発防止対策を策定し、平成 23 年 4 月 25 日までに同院に報告いたします。

※ 1：高圧注水系：原子炉水位低下時、原子炉に冷却水を注入する非常用炉心冷却設備の 1 つであり、原子炉が通常運転中は待機状態にある。

※ 2：保安規定の運転上の制限：多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数が定められているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行うことが求められる。

※ 3：自動減圧系：非常用炉心冷却系の一つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉の圧力を強制的に下げ、低圧の非常用炉心冷却系による原子炉への注水を促進するための設備。

※ 4：非常用復水器：原子炉で発生した蒸気を主復水器で冷却できない場合、蒸気を熱交換器で冷却し、復水とした水を原子炉に戻す設備で冷却用に純水を使用している。

以 上